| | |
|---|---|
| | （指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。第八百七十四条第一号において同じ。）、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、第四百七十九条第四項において準用する第三百四十六条第二項若しくは第三百五十一条第二項の規定により選任された一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役又は第八百二十五条第二項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の管理人 |
| 投資法人 | 会社（第八百二十七条第二項において準用する第八百二十五条第二項の管理人の報酬の決定にあっては、当該外国会社） |

第百条中「第七百八十五条第五項から第七項まで及び第七百八十六条」を削り、「これら」を「同法」に改め、同条の表第七百八十五条第六項の項及び第七百八十五条第七項の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 第七百八十五条第六項 | 株式買取請求 |
| | 消滅株式会社等 |
| | 第二百二十三条の規定による請求 |
| 第七百八十五条第七項 | 株式買取請求 |
| | 消滅株式会社等 |
| 投資口買取請求 | 非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立て |
| 吸収合併消滅法人 | |
| 投資口買取請求 | |
| 吸収合併消滅法人 | |

第百条の表第七百八十六条第一項の項の前に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 第七百八十五条第八項 | 吸収合併等 |
| | 株式買取請求 |
| 投資口買取請求 | 吸収合併 |
| 投資口買取請求 | |

第百条の表第七百八十五条第九項の項の前に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 第七百八十五条第九項 | 第百三十三条 |
| | 株式買取請求 |
| 投資法人法第七十九条第三項において準用する第百三十三条 | |
| 投資口買取請求 | |

第百条の表第七百八十六条第四項の項中「第七百八十六条第五項」を「第七百八十六条第六項」に改め、同表第七百八十六条第六項の項中「第七百八十六条第六項」を「第七百八十六条第七項」に改め、同表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 第八百七十条第二項 | 第百十七条第二項、第百十九条第二項、第百八十二条の五第二項、第百九十三条第二項（第百九十四条第四項において準用する場合を含む。）、第四百七十条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六条第二項、第七百八十八条第二項、第七百九十八条第二項又は第八百九条第二項 |
| | 投資法人法第百四十九条の三第四項において準用する第七百八十六条第二項 |

| | |
|---|---|
| | 株式又は新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があったときは、当該社債を含む。） |
| 投資口 | |

第百条の二中「第七百八十七条第五項から第七項まで及び第七百八十八条（第七項を除く。）」を削り、「これら」を「同法」に改め、同条の表第七百八十七条第六項の項中「第七百八十七条第六項」の下に「及び第八項」を加え、同表第七百八十七条第七項の項中「第七百八十七条第七項」を「第七百八十七条第九項」に改め、同項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 第七百八十七条第十項 | 第二百六十条 |
| | 新株予約権買取請求 |
| 投資法人法第八十八条の八第四項において準用する第二百六十条 | |
| 新投資口予約権買取請求 | |

第百条の二の表第七百八十八条第四項の項中「第七百八十八条第四項」の下に「及び第五項」を加え、同表第七百八十八条第五項の項及び第七百八十八条第六項の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 第七百八十八条第六項 | 新株予約権買取請求 |
| 新投資口予約権買取請求 | |
| 第七百八十八条第七項 | 消滅株式会社等 |
| | 新株予約権買取請求 |
| 吸収合併消滅法人 | |
| 新投資口予約権買取請求 | |

第百条の二の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 第八百七十条第二項 | 第百十七条第二項、第百十九条第二項、第百八十二条の五第二項、第百九十三条第二項（第百九十四条第四項において準用する場合を含む。）、第四百七十条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六条第二項、第七百八十八条第二項、第七百九十八条第二項又は第八百九条第二項 |
| | 投資法人法第百四十九条の三の二第四項において準用する第七百八十八条第二項 |
| | 株式又は新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があったときは、当該社債を含む。） |
| 新投資口予約権 | |

第百一条中「第七百九十七条第五項から第七項まで及び第七百九十八条」を削り、「これら」を「同法」に改め、同条の表第七百九十七条第六項の項及び第七百九十七条第七項の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 第七百九十七条第六項 | 株式買取請求 |
| | 存続株式会社等 |
| | 第二百二十三条の規定による請求 |
| 第七百九十七条第七項 | 株式買取請求 |
| | 存続株式会社等 |
| 投資口買取請求 | 非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立て |
| 吸収合併存続法人 | |
| 投資口買取請求 | |
| 吸収合併存続法人 | |